

寄附金ご協力をお願い

学校法人兵庫医療学園
理事長 森 和明

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

学校法人兵庫医療学園は、真の「全人的」な医療を理想とする21世紀医療の中で、主役として活躍する鍼灸医療人の育成を目指しております。そのためには、より充実した訓練の場を提供するのはもちろんのことですが、卒業後も学術の研鑽に活用できるような施設を確立し続ける必要があります。

つきましては、多くのみなさまのご理解とご支援を賜りますよう、どうか宜しくお願い申し上げます。

謹白

寄附金募集要項

- | | |
|-----------|---|
| 1. 募金の名称 | 教育施設設備拡充等寄附金 |
| 2. 募金の目的 | 教育施設設備拡充等資金 |
| 3. 募金対象 | 趣旨にご賛同下さる方々 |
| 4. 寄附金の金額 | 1口10万円以上 |
| 5. 応募振込方法 | 寄附金申込書に御氏名等ご記入の上、下記本部事務局へご郵送下さい。 |
| 8. 振込先 | 但馬銀行 神戸支店 普通預金 3337035
学校法人兵庫医療学園 理事長 森 和明 |

〒650-0003 神戸市中央区山本通2-14-31
学校法人兵庫医療学園 本部事務局
TEL：078-221-5589

税制上の優遇措置

学校法人兵庫医療学園 兵庫鍼灸専門学校は、寄附金募集について兵庫県から「特定公益増進法人の 証明書」の交付を受けております。ご寄附いただきました金額は、以下の基準により個人、または法人の所得から控除され、税制上の優遇措置を受けることができます。

※税制の詳細につきましては、所轄の税務署へお問合わせください。

【学生、保護者様、個人様、及び個人事業主様の場合】

〔所得税の控除〕

当学園の寄付に対して税制上の優遇措置を受けることができます 確定申告の際は、「所得控除制度」と「税額控除制度」の内、寄付者（納税者）が どちらか一方の制度を選択することができます。

〔税額控除〕

所得税の 25%相当額を限度とし、当該年中の寄付金の額から 2 千円を差し引いた金額 の 40%相当額を所得税から控除できます

※税額控除を適用すると控除額を税額から直接控除するため小口の寄付にも 減税効果が大きくなります。

課税所得×税率＝税額 税額-税額控除対象額（（寄付金合計額-2 千円）×40%）

〔所得控除〕

年間の総所得金額等の 40%相当額を限度とし、当該年中の寄付金の額から 2 千円を差 し引いた金額を所得から控除できます。

総所得-寄付金控除（寄付金合計額-2 千円）×税率＝税額

※所得控除制度は、所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方に減税効果が大きい制度です。

〔確定申告に必要な書類〕

「特定公益増進法人の証明書」の写し、学校法人兵庫医療学園が発行する受領証

【法人様の場合】

法人様からのご寄附は、寄附金額が当該事業年度の特定寄附金として損金に算入されます。特定公益増進法人に対する寄附金は次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

①特定公益増進法人に対する寄付金の合計額

②特別損金算入限度（資本金等の額×0.375% + 所得の金額×6.25%）×1/2

※特定公益増進法人に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めます

〔申告に必要な書類〕

「特定公益増進法人の証明書」の写し、学校法人兵庫医療学園が発行する受領証

申告に必要な書類

「特定公益増進法人の証明書」の写し、学校法人兵庫医療学園が発行する受領証拠税制の詳細につきましては、所轄の税務署へお問い合わせください。

寄附金申込書

令和 年 月 日

学校法人兵庫医療学園
理事長 森 和明 殿

【寄附金申込者】

住所 下

氏名

印

下記のとおり、教育施設設備拡充等寄附金を申し込みます。

寄附金額	金	円
寄附金の名称	教育施設設備拡充等寄附金	
寄附金の納入予定日	令和	年 月 日

(学園使用欄)

受付	確認	事務担当者

所得税法施行令第217条第1項第4号及び法人税法施行令第77条第1項第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書

法人の主たる事務所の所在地 神戸市中央区山本通2丁目14-31

法人の名称 学校法人兵庫医療学園

代表者の氏名 理事長 森 和明

法人の目的またはその設置する学校（専修学校及び各種学校を含む。）の名称 兵庫鍼灸専門学校

上記の法人は、所得税法施行令第217条第1項第4号及び法人税法施行令第77条第1項第4号に掲げる法人であることを証明する。

令和7年4月1日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

